

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票を可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：10 国名：ガーナ 担当：資金協力支援部
案件名：野口記念医学研究所改善計画フォローアップ調査（空調設備）

1 今回契約予定のコンサルタント
空調設備 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月下旬から2014年3月上旬まで
業務予定期間（日数） 準備 1次現地 1次国内 2次現地 2次国内 3次現地 整理 M/M
空調設備 5 20 10 7 2 7 3 2.13
（国内：1.00M/M、現地：1.13M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月29日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- ア 業務方針の的確性 6
 - イ 業務方法の整合性、現実性等 12
 - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
- (2) 業務従事者の経験能力等
- ア 担当事項：空調設備
 - (ア) 類似業務の経験 40
 - (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8
 - (ウ) 語学力 20
 - (エ) その他 学位、資格等 12
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：ガーナ/全途上国
類似業務：空調設備計画・施工監理に係る各種業務

6 条件

補強認めない。

7 業務の背景と目的

ガーナ国では、マラリア、下痢症、呼吸器疾患等の感染症が主要疾病を占めており、感染症対策は重要な保健医療政策のひとつとなっている。こうした中、1979年にわが国の無償資金協力によって野口記念医学研究所（以下、野口研）が開設され、ガーナ国唯一の基礎医学研究所として感染症対策の一翼を担ってきた。また設立以来約20年にわたるわが国政府の技術協力により、野口研の研究成果と実績は同国のみならず西アフリカ地域でも高く評価されてきた。

また、野口研の活動テーマは、医学の進歩と社会的要請にこたえて、より危険度の高いウイルス学や免疫学分野へと比重を移してきたが、当時の研究施設ではこうした危険度の高い研究・実験に対応できなかったことから、ガーナ国政府の要請に応じる形で、わが国政府は無償資金協力「ガーナ共和国野口記念研究所改善計画」（I期4.53億円、II期8.07億円）を1997年から2000年にかけて実施し、感染症対策に不可欠な病因究明や免疫構造解析のための研究施設整備と、研究成果の外部普及、施設の安全性・効率性向上を目的として、P3（バイオセーフティーレベル3）実験施設、動物実験棟、コンファレンス・ホールの建築、既存施設の改修、関連機材の整備を行った。

同案件の実施から10年余りが経過したが、整備した設備のうち、同P3実験施設および動物実験棟の一部の設備について以下のとおり故障・不具合等が生じている。

P3実験棟および動物実験棟における空調設備のHEPAフィルター交換：2002年に交換後一度も交換がなされていない。ホルマリン燻蒸作業、交換後の差圧調整作業も含め、野口研スタッフだけでは対応が困難な状況。

P3実験棟内に設置した安全キャビネットのHEPAフィルター交換：10年ほど前にメーカーによる交換後は一度も交換されていない。野口研スタッフだけでは対応できない。

P3実験棟内のChiller Unit（空気冷却器）のコンデンサー故障：製造元が既に製造を停止しているため、部品の購入が出来ず修理が不可能な状況。

動物実験棟においてHEPAフィルターを使用する実験室へ空気を供給するevaporatorの故障：同故障により実験室8室のうち、4室が使用不可能な状態。製造元はこのモデルの製造を中止しており、中古品で対応中。

P3実験棟および動物実験棟に設置したジェネレーターの不具合：停電時に自動で稼働し、停電復旧後3年前から停電から復旧しても自動停止しない状況。野口研スタッフおよび現地業者での修理は不可能である。

本フォローアップ協力は、これら同研究所では対応できない故障中の設備の機能回復を図ることにより、引き続き西アフリカ地域の感染症研究の拠点として機能することを目的として要請されたものである。協力実施にあたり、修理をすることが妥当な故障設備、必要なスペアパーツの特定、概算事業費の算出、調達方法の確認等、今後の事業実施に向けた協力計画案を作成するとともに、我が国の協力により整備された設備が順調に稼働するための環境であるか、設備の運営・維持管理体制の現状を確認し、必要に応じ具体的な改善策を提言するために、2012年5～6月にフォローアップ調査が行われた。

フォローアップ調査においては、緊急性の高いHEPAフィルター交換（上記及びに該当）については、同調査団が交換作業の実施および交換技術指導を行い、当面の施設の安全性確保および今後の維持管理能力向上を目的とした指導が行われ、P3実験棟及び動物実験棟用のジェネレーター（上記に該当）については、不具合の原因がオルタネーターであることが特定された。

P3実験棟及び動物実験棟の空調機の不具合（上記、に該当）については、機材の更新及びコンデンサー等故障部品の交換を視野に調査を行ったが、現地調査後の国内解析の時点で現行機材の後継機種種の製造が終了していること、代替機種については使用冷媒、風量・静圧等の仕様が異なるため、ダクトの交換、冷媒配管の交換、電気配線工事等が必要となることが判明した。この結果、P3実験棟については空調機代理店による小規模な工事で対応可能であるが、動物実験棟についてはダクト及び配線等の大幅な工事が想定されることから、必要工事内容の確認及び工事用図面を含む入札図書の作成のため、追加調査が必要となった。

このため、本コンサルタントは動物実験棟空調更新工事にかかる調査、入札支援を目的に業務を実施する。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、フォローアップ協力事業の仕組み及び手続きを十分把握のうえ、上記「7 業務の背景と目的」に記載のある業務を行う。

具体的担当業務は次のとおりとする。

[空調設備]

(1) 国内準備期間（2013年6月下旬）

- ア 当該無償資金協力案件の基本設計調査報告書、2012年度のフォローアップ調査報告書等を確認し、情報収集・分析を行う。
- イ 当該無償資金協力本体で空調設備を担当した業者及び2012年度のフォローアップ調査に参加したコンサルタントから情報収集を行う。
- ウ 調査計画書（英文）を作成し、JICA資金協力支援部に提出する。
- エ 派遣前打合せ等に参加する。

(2) 第1次現地派遣（2013年7月上旬～2013年7月中旬）

- ア JICAガーナ事務所との打合せに参加する。
- イ 動物実験棟の空調機不具合につき、2012年調査時以降状況に変化がないか確認する。
- ウ 更新対象の空調設備につき、冷媒配管、ダクト、電気配線工事の要否を検討の上、仕様及び数量を検討する。
- エ 動物実験棟の空調設備工事後必要となる維持管理運営費を試算し、その経費が先方による負担可能な範囲かどうかを確認する。
- オ 空調機に関する市場調査（代理店情報、メーカー情報、アフターケア・サービスの有無等）及び空調設備工事に関する市場調査（現地業者情報、資材価格調査）を行う。
- カ 動物実験棟空調工事に係る先方負担事項の確認を行い、JICA・先方実施機関双方が署名する協議議事録（英文）の作成に協力する。

(3) 第1次国内作業（2013年7月下旬及び2013年10月中旬～2013年10月下旬）

- ア 帰国報告会に参加し、担当分野にかかる調査結果を報告する。
- イ 調査結果を踏まえたフォローアップ調査報告書（担当分野）（和文）を作成する。
- ウ 現地調査の結果に基づき、施工方法、調達計画、工事工程等の検討を行い、入札図書案（設計図面、技術仕様書、施工図面等）を作成する。
- エ JICAガーナ事務所が実施する入札に関し、入札要項書、見積書式、質疑回答書式、工事契約書式を作成する。また入札参加資格基準を策定しJICA資金協力支援部に提示し、入札公示文案を作成する。
- オ JICAガーナ事務所が実施する入札に関し、入札公告後の質問受付中及び評価段階において、JICAからの照会や追加情報の提供に協力する。
- カ 応札書類の審査を行い、JICA資金協力支援部を通じJICAガーナ事務所に審査結果を報告する。
- キ 落札業者との打合せ内容を整理する。

(5) 第2次現地派遣（2013年11月上旬）

- ア JICAガーナ事務所と落札業者の契約図書内容を確認する。
- イ JICAガーナ事務所と施工業者の契約書にて規定される仕様書、設計図等に則って所定の品質を確保しながら正しく施工されるよう、施工業者に対し施工上の留意点を説明し、施工業者の工事計画を確認、必要に応じ助言を行う。

(6) 第2次国内作業（2013年12月及び2014年1月）

工事進捗につき、施工業者がJICAガーナ事務所に提出する月例報告を通じ、工事進捗・品質を把握する。報告内容により、施工業者契約書及び入札図書との不適合が確認された場合は、JICA資金協力支援部を通じ速

やかにJICAガーナ事務所に報告する。

(7) 第3次現地派遣（2014年2月上旬）

ア 施工業者による空調設備の試運転結果を確認の上、完了検査を実施する。

イ 検査結果及び完工後の空調設備の適切な維持管理方法や留意点を先方実施機関及びJICAガーナ事務所に報告する。

(8) 帰国後整理期間（2014年2月下旬）

業務完了報告書（和文）を作成し、JICA資金協力支援部へ提出・報告する。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(4)業務完了報告書とする。

(1) 調査計画書

英文1部（JICA資金協力支援部）

(2) フォローアップ調査報告書（担当分野）

和文1部（JICA資金協力支援部）

(3) 入札図書（案）

英文1部（JICA資金協力支援部）

(4) 業務完了報告書

和文2部（JICAガーナ事務所、JICA資金協力支援部）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：成田 ドバイ アクラ（標準）

(2) プロポーザル提案事項

業務実施方針をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA資金協力支援部実施監理第二課（03-5226-9250）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱病：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

(5) その他

ア 業務従事者の構成（予定）は以下のとおり。

(ア) 総括（JICAガーナ事務所）

(イ) 協力企画（JICA資金協力支援部）

(ウ) 空調設備（コンサルト）